

# 不動産取得申告書（特例控除・減額申告書）

① 令和 ○年 ○月 ○日

山梨県総合県税事務所長 殿

② { 住所（所在地） 笛吹市石和町広瀬 7 8 5  
ふりがな やまなしけんそうごうけんぜいじむしょ  
 氏名（名称） 株式会社 山梨県総合県税事務所 ⑧  
 個人番号（法人番号）  
 電話番号 055-261-9117  
 ③ 営業課 山梨太郎 090-1111-\*\*\*\*

山梨県県税条例第55条第1項（第50条の3・第58条第5項）の規定により、次のとおり申告します。

不動産の種類	土 地	家 屋
取得年月日	令和 年 月 日	④ 令和 △年 △月 △日
取得理由	売買・交換・贈与・寄附 その他 ( )	売買・交換・贈与・寄附 <b>新築・改築</b> 増築・その他 ( )
取得価格	⑤ 円	⑥ 120,000,000 円
用途及び種類	住宅用敷地・農用地・非住宅用 敷地・ その他 ( )	住宅・ <b>共同住宅</b> ・併用住宅・店舗・事務所・ 工場・倉庫・附属屋（住宅用・その他） その他 ( )
既存住宅における詳細用途	⑧	自己居住用・自己以外の居住用 その他 ( )
所在地	⑨	笛吹市石和町広瀬 7 8 5
地番又は家屋番号	⑩	7 8 5 番
地目又は構造	宅地・農地・雑種地 その他 ( )	木造・鉄骨・ <b>鉄筋コンクリート</b> ・鉄骨鉄筋コンクリート 軽量鉄骨・その他 ( ) 地上 3 階、地下 階
地積又は床面積	宅地 $m^2$ 農地、その他 $m^2$	建床面積（1F面積） 116.00 $m^2$ 延床面積（全体面積） 348.00 $m^2$
前所有者の住所・氏名	⑬	
固定資産課税台帳に登録してある不動産の価格	※ ⑭	※ ⑮ ⑰
市町村付記事項	※	※
住宅部分の面積	348.00 $m^2$	共同（2世帯）住宅の場合の戸数 6 戸
増築の場合の既存住宅の面積	⑯ $m^2$	増築の場合の既存住宅取得年月日 ⑱ 年 月 日
既存住宅取得の場合の既存住宅建築年月日		⑲ 年 月 日
当該住宅取得前1年以内に居住用家屋の取得（増築）の有無		有（年月日）・ <b>無</b>
認定長期優良住宅の適用の有無		有・ <b>無</b> （注）証明書を添付 <b>☆</b>
地方税法第73条の4から第73条の7の非課税に該当の有無		有・ <b>無</b> （注）権限のある機関の証明を添付すること

## 備 考

- 1 不動産を取得した場合には、この申告書を提出してください。なお、家屋については、1棟につき1枚としてください。
- 2 特例住宅控除若しくは認定長期優良住宅控除の適用を受ける場合には、この申告書の所定の欄に記入して提出してください。
- 3 ※印欄は市町村において記載するため、記入しないでください。
- 4 裏面及び別紙「記入上の注意事項及び記載例」を確認のうえ、この申告書を提出するようお願いいたします。

(別紙)

## 不動産取得申告書の家屋における記入上の注意

この申告書は、不動産を取得した場合に用いるものです。(取得した不動産の登記がない場合はご提出いただきます。)

不動産を取得してから60日以内に提出していただきます。(やむを得ず遅延した場合でも、申告書は必ず提出してください。申告書の提出がない場合には、税額の減額措置等を受けられなくなる場合があります。) 提出先は、山梨県総合県税事務所又は市町村税務課あてに提出(郵送可)してください。

申告書の記入に当たっては以下の注意事項に従って記入してください。

### (家屋の取得状況の申告)

- ① 申告書の提出年月日を記入してください。
  - ② 取得された方の住所、氏名、個人番号(法人番号)及び連絡先を記入してください。連絡先は、携帯電話でも結構ですので、必ず日中に連絡できる電話番号としてください。個人の場合の印は認印で結構です。個人番号を記載した書類提出の際は、「個人番号カード」或いは「通知カード(記載事項に変更がない場合か正しく変更手続きがされている場合に限る)+運転免許証(パスポート可)」等による本人確認が必要となります。申告書に併せて写し(個人番号カードの場合は裏表両面)を提出してください。
  - ③ 取得した方が法人の場合には、担当者及びその連絡先も記入してください。
  - ④ 取得年月日は、建築業者から引き渡しを受けた日若しくは最初に使用を開始した日のいずれか早い日を記入してください。
  - ⑤ 該当する項目を○で囲んでください。該当項目がない場合には、「その他」の括弧内に具体的に記入してください。
  - ⑥ 外構工事等を除いた家屋及びその設備の建築費を記入してください。(記入された金額は、家屋評価額に影響を及ぼすものではありません。)
  - ⑦ 該当する項目を○で囲んでください。該当項目がない場合には、「その他」の括弧内に具体的に記入してください。
  - ⑧ 既存住宅を取得した方は、用途の詳細について該当する項目を○で囲んでください。該当項目がない場合には、「その他」の括弧内に具体的に記入してください。
  - ⑨ 登記を参考(住居表示と登記簿地番で相違している市町村もあるため)に家屋の所在地を記入してください。
  - ⑩ 登記されている場合のみ、登記簿の家屋番号を転記してください。
  - ⑪ 該当する項目を○で囲んでください。該当項目がない場合には、「その他」の括弧内に具体的に記入してください。
  - ⑫ 建床面積には1階部分の面積を記入してください。延床面積は地階も含めた家屋全体の面積を記入してください。なお、1階建の家屋については、延床も1階部分の面積を記入してください。
  - ⑬ 既存住宅を取得した方は、前所有者の住所・氏名を記入してください。
  - ⑭ 住宅部分の面積を記入してください。なお、区分所有の場合には共有部分も面積に加算されます。
  - ⑮ 共同住宅及び二世帯住宅(税法上の要件がありますのでご不明な場合は、ご確認ください。)の場合のみ戸数を記入してください。
  - ⑯ 増築した場合の既存の住宅部分面積を記入してください。
  - ⑰ 増築した場合のみ、増築前の住宅の取得年月日を記入してください。
  - ⑱ 既存住宅を取得した方のみ記入してください。
  - ⑲ 住宅用附属屋など居住用の家屋は全て対象となります。「有」の場合には、括弧内にその取得年月日も記入してください。
  - ⑳ 認定長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条に規定する認定長期優良住宅をいい、新築に限られます。必ず証明書を添付してください。
- ☆ 地方税法第73条の4から第73条の7による限定的な非課税が対象となるものです。取得者要件及び用途要件を確認できる証明書類を添付してください。

不明な点等がありましたら、次までご連絡ください。

山梨県総合県税事務所課税・管理部不動産取得税課

住所：〒406-8601 山梨県笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎2階

電話：055-261-9117~9